

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

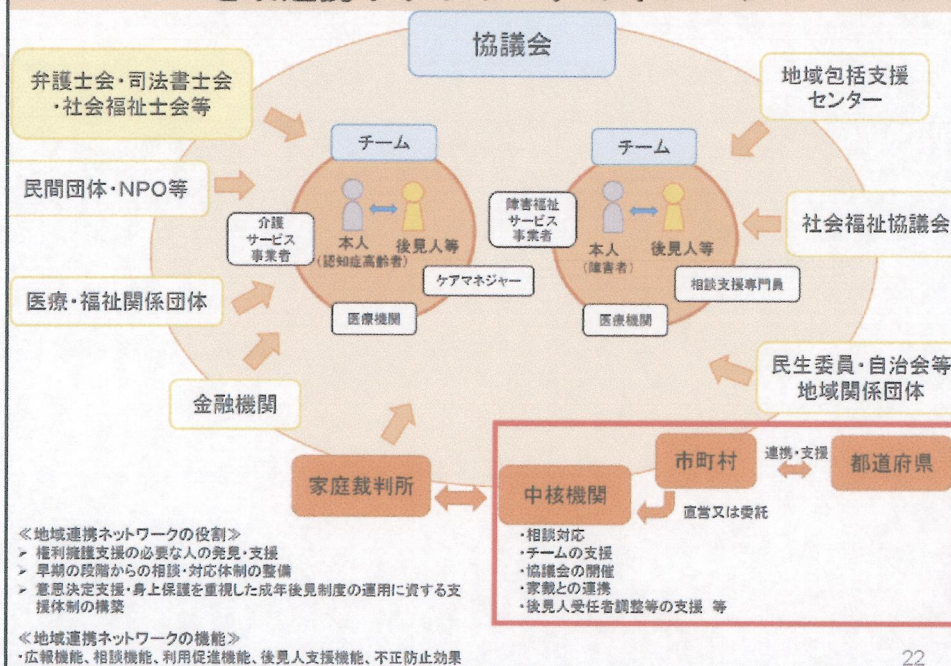
※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の私展しに後見監督人等が関与

21

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



22

身上監護(保護)の重要性 と意思決定支援のあり方

- 不正行為防止・財産管理偏重からの転換
- 今後は、「身上保護の重視」と「意思決定支援」を重視していく方向へ
- 社会モデルへの転換、合理的配慮の必要性
- 高齢者、障がい者の特性に応じた意思決定支援のあり方、指針の策定
- (附帯決議) 障害者の権利条約第12条の趣旨に鑑み、…自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、…必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

23

どんな場合に後見人が必要？

判断能力が十分でなくなって...

- 相続が発生し、遺産分割協議が必要
- 施設入所等利用契約や預金管理ができなくなった
- 保険金受取手続きで後見人選任を保険会社から求められた
- 銀行から「家族でも後見人からの問い合わせでないと答えられない」と言われた
- **訪問販売業者に不必要な商品等を買わされている場合 など**

★最高裁判所の統計でも、申立ての動機は、預貯金の管理・解約、次いで介護保険サービス契約(施設入所)が多くなっています。(複数理由)

24

雇用主の不明瞭な財産管理 ～その後の経過～

成年後見制度の活用へ

同じ市内に住む親族も関わりを拒否。福祉事務所が障がい者相談支援機関に相談。
弁護士相談につなぎ、成年後見制度(保佐)の市長申立を行う。

代理権、同意権、取消権を付与された弁護士が保佐人に選任され、雇用主に説明し通帳や実印、カード、登記済権利証等の返還・引渡しを求めた。

日常の金銭管理や見守りは引き続き必要。
新たな保佐人との信頼関係ができるまで、当事業の契約は継続し、約半年後に保佐人に引継ぎ、日常生活自立支援事業は解約した。

25

成年後見制度の類型

(判断能力が不十分になった時)

- 法定後見制度(民法改正;平成12年4月施行)
家庭裁判所が後見人等を選任

〔後見:判断能力がほとんどない
保佐:判断能力が著しく不十分な方
補助:判断能力が不十分な方

(判断能力がある時)

- 任意後見制度(任意後見契約に関する法律;平成12年4月施行)
公正証書の契約により本人が任意後見人を選ぶ
公証人、公証役場

26

成年後見人等の権限

成年後見制度パンフレット(最高裁判所作成)より引用

	後見人	保佐人	補助人
必ず与えられる権限	財産管理について全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項(※1)についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く)	
申立てにより与えられる権限		特定の事項(※1)以外の事項についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為(※3)についての代理権	特定の事項(※1)の一部についての同意権(※2)、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為(※3)についての代理権

※1 民法13条1項に挙げられている事項。詳細は次ページ参照。日常生活に関する行為は除く。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限。保佐人、補助人はこの同意がない本人の行為を取り消すことができる。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されない。

代理権とは、被後見人等に代わって福祉サービス等の利用契約を結んだり、費用の支払いをするなどの権限。

同意権とは、被保佐人や被補助人が何らかの特定の行為をする際、その内容に同意する権限。

取消権とは、保佐人や補助人が同意しないままになされた本人の行為を取り消すことができる権限。

27

【特定の事項】(民法13条1項に定められた法律行為)

日常生活に関する行為は除く(第9条の但書)

○高額な資産を動かす場合など、本人に大きな不利益を及ぼす可能性がある場合

土地、建物、金銭の返済を受ける、貸す、預ける等

借金や借金の保証人になる

不動産、高価な財産の売買

訴訟を起こす、取り下げる

贈与、和解、仲裁契約

相続の承認、放棄、遺産分割

贈与、遺贈の断り、負担条件付きの贈与、遺贈を受諾する

住宅等の新築、改・増築、大修繕の契約

不動産、動産等の長期の賃貸契約

28

被後見人・被保佐人の資格制限等

○成年被後見人・被保佐人

- ・取締役、監査役等の責任資格への制限(会社法等)
- ・専門資格の喪失(弁護士法等)
 弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、社会福祉士、介護福祉士等
- ・公務員等の就業資格の喪失(国家公務員法・地方公務員法等)

○成年被後見人

- ・印鑑登録の抹消(自治省印鑑登録証明事務処理要領、各市町村条例)など

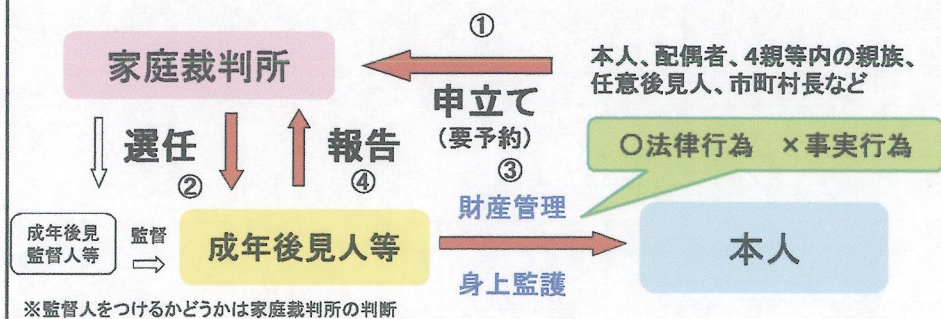
○被補助人には、資格制限はない

★成年被後見人の選挙権及び被選挙権について

- H25.3.14 東京地裁判決で「選挙権及び被選挙権の喪失は違憲」と判断。
- H25.5.27 公職選挙法改正案が成立し、成年被後見人に選挙権及び被選挙権が認められることとなった。

29

法定後見制度申立ての流れ



- 成年後見人は本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産管理、必要な契約締結などを行い、本人を保護・支援する。
- 親族後見人であっても、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って職務を行うことが必要。
- 成年後見人はその職務を家庭裁判所に報告し、家庭裁判書の指示等監督を受ける。

30

成年後見申立セット

必要な書類が全てそろいましたら面接にお越しになる
日時を必ず電話で予約してください。

<申立人・候補者・ご本人などの申請書を取り行っています。>

予約日時メモ

月 日 () 午前・午後 時 分

※ご連絡は、平日の午前9時から午後5時の間にお願います。

予約先(本人の住所によって異なります。管内所を地一貫でご確認ください。)

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-13
大阪家庭裁判所後見係
TEL 06-6943-6872 (受付時間)
TEL 06-6943-5321 (代表)

〒590-0078 堺市東区南瓦町2-29
大阪家庭裁判所堺支部家事審記係
TEL 072-223-8949, 8955

〒596-0048 岸和田市北守町14-27-2
大阪家庭裁判所岸和田支部家事審記係
TEL 072-441-6803

※本件の事件番号は 平成 年(第)第 号

★大阪家庭裁判所では、DVDの提供していただく方法により手続案内を行っておりますので、制度や手続の理解のためにご利用ください。

31

申立てに必要な書類と費用

○申立書、診断書、戸籍謄本、住民票など、
(家庭裁判所に「成年後見申立セット」がある。)

○本人の居住地の家裁で申し立てる。

<家裁の所管地域>

大阪家庭裁判所:豊能・三島・大阪市・北河内・中河内(柏原市除く)

同 堺支部 :堺市・南河内・柏原市・高石市

同 岸和田支部 :泉州(高石市除く)

○費用は、鑑定料10万円を予納、それ以内なら差額は返還される。(平成29年の鑑定実施割合は、全体の8.0%)

○その他、申立手数料や登記手数料、切手代など

1件800円 2,600円 後見:3,950円
保佐・補助:4,950円

32

成年後見人等の職務ではないこと

- 事実行為(食事の世話・介助など)
 - 日常生活に関する契約(日用品の購入など)に対する同意・取消
 - 一身専属的な行為・身分行為(遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組など)
 - 医療行為の同意(手術など)
 - 本人の保証人(身元保証人・身元引受人・入院保証人等)になること
 - 居住する場所の指定(居所指定権)
- ※居住用不動産の処分には家裁の許可が必要

後見人の欠格事由(民法第847条)

次に掲げる者は、後見人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

33

後見人等の報酬

- 成年後見人、保佐人、補助人の報酬は、報酬付与の申立を行った場合、家庭裁判所が決め、被後見人等の財産から支払われる。(資力によっては「報酬なし」もある。)
- 「成年後見制度利用支援事業に関するQA」(平成12年7月)によると、厚生労働省が示す参考単価は、
施設入所者 18,000円/月
在宅生活者 28,000円/月 を上限とする。
- 任意後見人の報酬は、契約者同士で決める。

34

【法人後見について】

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下、「成年後見人等」といいます。)になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行う。

一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行います。

- (特徴)
1. 長期間の後見業務の継続性
 2. 法人組織による後見等事務管理体制
 3. 組織による困難事例等への対応力

35

社会福祉法人 社会福祉協議会 での実施状況(H29.9調査)

○法人後見受任体制がある社協:

全国473ヶ所(昨年比13.4%増)

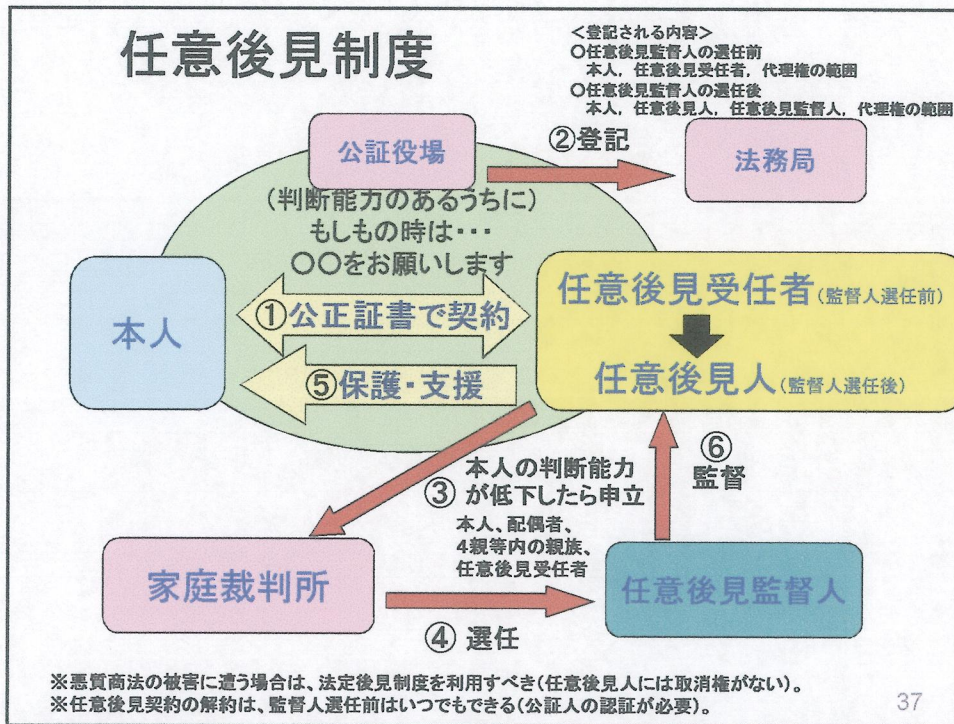
(大阪府内)

堺市社協、岸和田市社協、豊中市社協、枚方市社協、吹田市社協、八尾市社協、泉佐野市社協、泉大津市社協、守口市社協 ※検討中社協もあり

○後見監督の実施社協: 全国63ヶ所(昨年比33.1%増)

○権利擁護センター実施社協(センター名): 308か所

36



- ## 任意後見制度の種類
- ①将来型 将来、判断能力が低下した時から任意後見を始めて欲しい。
 - ②移行型 判断能力はあるが、今から手伝って欲しい。判断能力が低下した時は引き続き任意後見人になって欲しい。
 - ③即効型 少し判断能力が低下しているのですぐに任意後見人になって欲しい。
- 38

【参考】 市民後見人とは

(※ 大阪府内で共通した考え方)

市民後見人とは、**家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のこと**であり、**専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のこと**である。

【最高裁判所の統計上の定義】 平成25年統計～

市民後見人とは、**弁護士、司法書士、社会福祉士、(省略)以外の自然人のうち、本人と親族関係(省略)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体などが行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けたうえ、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合**をいう。

39

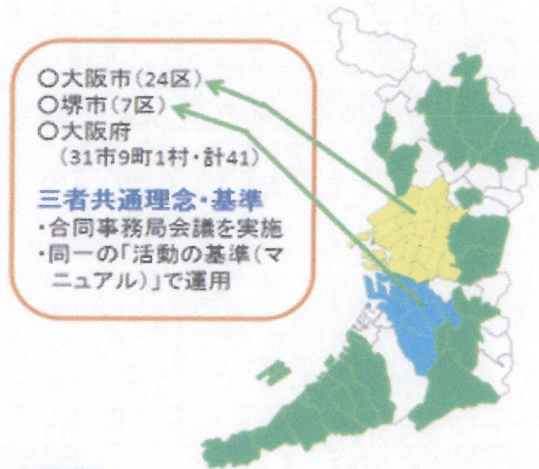
大阪府における市民後見人養成・活動支援

【経過】

- 平成23年度(1市)
岸和田市
- 平成24年度(7市2町)
豊中市・高槻市・富田林市
河内長野市・泉南市・阪南市
忠岡町・岬町
- 平成25年度(11市2町)
池田市・東大阪市・羽曳野市
大阪狭山市
- 平成26年度(13市2町)
八尾市・泉佐野市
- 平成27年度(14市3町)
貝塚市・田尻町
- 平成28年度(16市3町)
枚方市・茨木市
- 平成29年度(16市4町)
熊取町
- 平成30年度(17市4町)
門真市

目標:大阪府内全域への展開

※大阪市(政令指定都市)は、平成18年度から養成開始
※堺市(政令指定都市)は、平成25年度から養成開始



※色付は実施市町

40

【参考】 専門職団体の相談電話

- 大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」
電話相談(ひまわりの法律相談サービス) 高齢者・障害者の方に関するもの。
○電話番号:06-6364-1251 ○毎週 月～金(祝祭日は除く) 午後1～4時
- リーガルサポート大阪支部(司法書士)の相談
電話相談【電話番号】06-4790-5656
○月曜日から金曜日までの毎日(祝・祭日は除く)、午後1時～4時(予約不要)
- 大阪社会福祉士会 相談センター「ぱあとなあ」の相談

社会福祉士が
ていねいにお答えします。



まずは、お電話ください。

Tel 06-4304-2727
Fax 06-4304-2773

受付 月～金曜日/午前10時～6時

43

<参考> 法テラスの民事法律扶助

※「法テラス」ホームページから引用

民事法律扶助業務とは

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)業務です。

扶助事業の対象者は、国民及び我が国に住所を有し適法に在留する外国人です。法人・組合等の団体は対象者に含まれません。(総合法律支援法第30条第1項2号)

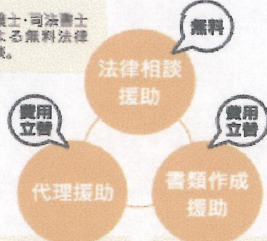
電話 0503383-5425

所在地 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F

* 法律相談は1階で行っています。

業務時間 平日 9:00～17:00 (土日及び祝日は業務をおこなっておりません。)

弁護士・司法書士
による無料法律
相談。



民事、家事及び行政
事件に関する手続
又はそれに先立つ
示談交渉等における
弁護士・司法書士
費用(着手金・実費
等)の立替え。

裁判所提出書類の作
成等における司法書
士・弁護士費用(報酬・
実費等)の立替え。

立替額の例(平成28年度標準額)

代理援助	実費	着手金	立替額合計
500万円請求の訴訟	35,000円	216,000円	251,000円
金銭的請求のない離婚訴訟	35,000円	226,800円	261,800円
債権者10社の自己破産申立	23,000円	129,600円	152,600円

※以上の費用とは別に事件の結果に応じて決定された報酬金をご負担いただきます。

書類作成援助	実費	報酬	立替額合計
訴状を作成	15,000円	27,000円	42,000円
自己破産申立書等作成	17,000円	86,400円	103,400円

44